

令和7年 第3回定例会 本会議（第2日・9月9日）
一 般 質 問 一 覧 表

〔 通告者数：7名 / 質問件数：9問 〕

	質問者	件 名
1	中 井 一 喜	(1)タウンミーティング（対話型集会）の開催について
		(2)選挙の投票所等について
2	小 山 郁 子	王寺町における平和に関する取組について
3	幡野 美智子	(1)不登校への支援について
		(2)認知症高齢者個人賠償責任保険に町が加入し徘徊高齢者の家族支援を
4	山 本 恵 美	障害者雇用の促進について
5	坂 下 早 苗	王寺町における「こども誰でも通園制度」について進捗状況を伺う
6	梶 田 佳 宏	職員への防災用ヘルメットの貸与状況は
7	沖 優 子	中学校部活動の地域クラブ活動への移行について

令和 7 年 8 月 14 日
午前・午後 8 時 30 分
受領 4 枚 (2 問)

令和7年8月14日

王寺町議会議長 中 川 義 弘 殿

議会議員 中 井 一 喜

一 般 質 問 通 告 書

別紙の件について、会議規則第59条の規定により
一般質問の通告をいたします。



件 名	(1) タウンミーティング(対話型集会)の開催について
質 問 事 項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す)	平井町長は、就任時の平成 25 年 3 月の所信表明において「住民との対話機会の拡充を図るとともに、政策形成過程における住民参加を充実するため、地域ごとのタウンミーティングなどを開催してまいります。」と述べられました。 そして、就任以来、 平成 25 年度「政策予算等今後のまちづくり」について 平成 26 年度「子ども・子育て」「高齢者福祉」について 平成 27 年度「王寺町総合戦略（案）」について 平成 28 年度「義務教育学校（小中一貫教育）」について 平成 29 年度「都市計画マスタープラン＆義務教育学校（小中一貫教育）」について 平成 30 年度「新たな王寺町総合計画」について 令和 2 年度「まちづくり基本条例」「義務教育学校」について とほぼ毎年、タウンミーティングを開催されてきました。 最後に開催された令和 2 年 10 月のタウンミーティングのテーマの一つであった「王寺町まちづくり基本条例」第 15 条第 1 項の逐条解説では「町政に関する情報を分かり易く伝えることは町政運営の基本です。町政を進めるにあたって町民に積極的に情報提供（広報）すべきこと、また、町民からの意見や提案等を求める（広聴）べきことを定めています。具体的には、広報・広聴にあたっては、広報紙、ホームページ等多様な手段を用い分かりやすく伝えること、町民の声を聞くときには、タウンミーティングやアンケートなど町民が意見を出し易い様々な手法を用いるなど、広報、広聴の充実に努めることとしています。」と説明されています。

	また、令和 6 年 2 月に策定された「王寺町総合計画後期基本計画」においても、具体的施策 1 参画・協働の具体的な取組では「住民の意見を今後の町づくりに生かすため、タウンミーティングやパブリックコメントを始め、町民ワークショップ、計画づくりの審議会の委員公募等、町の施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に関わることができるような仕組みを構築し、住民が参画する機会を充実させます。」、具体的施策 2 広報広聴・情報公開の現状にも「住民の町政に対する要望・ニーズについては、町公式サイト内『町長へのメッセージ』や役場庁舎設置の投函箱『あなたの声』、タウンミーティング、パブリックコメントの実施等、住民が利用、参加しやすい広聴活動に努めています。」と掲載されています。 このように、タウンミーティングは広報広聴の貴重なツールとして大変重要であると考えますので、今後の開催について伺います。		
出席を要求する理事者	町 長、部 長		
	氏 名	中 井 一 喜	

件 名	(2) 選挙の投票所等について
質 問 事 項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す)	令和 7 年 7 月 20 日投開票の参議院議員通常選挙の投票率は、「物価高対策」「社会保障・少子化」など身近な話題が争点となり、事実上の政権選択選挙とも言われたことから、政治への関心が高まり、投票率(選挙区)は 3 年前の前回を 6.46 ポイント上回り、58.51%に、王寺町においても前回は 4.91 ポイント上回り、64.35%となりました。 うち、期日前投票の投票率は、3 年前の前回は 6.44 ポイント上回り、25.12%に、王寺町においても前回は 9.80 ポイント上回り、29.09%と大きく増加しました。 今回は、投票日が 3 連休の中日となり、投票率の低下が懸念されていましたが、政治への関心の高まりに加え、駅前やショッピングセンターなども含め、過去最多の 6,905 箇所にて期日前投票所が設置され、利便性を高めたことも効果があったと報じられています。 王寺町の投票所については、旧第 4 投票所(旧王寺小学校)の解体除去が令和 6 年度から実施されたため、暫定的な措置として 8 投票所から 7 投票所に再編され、昨(令和 6)年 10 月の衆議院議員総選挙から実施されています。 また、期日前投票所について、投票所の減少に合わせ、有権者の投票機会を確保するため、それまでのやわらぎ会館 1 箇所から、新たに投票日前日に限り、いずみスクエアが開設されました。 以後、3 回の選挙が行われ、投票日前日の投票者数は、昨(令和 6)年 10 月の衆議院議員総選挙はやわらぎ会館が 1,019 人、いずみスクエア(10～17 時)は 623 人、今(令和 7)年 2 月の王寺町長選挙はやわらぎ会館が 899 人、いずみスクエアは 718 人、今回の参議院議員通常選挙はやわらぎ会館は 788 人、いずみスクエアは 676 人

	と、いずみスクエアの期日前投票所が認知され、南北均衡のある利用となってきました。 そこで、次の３点について伺います。 ① 投票区(投票所)の再編後、３回の選挙を経て、現在の投票区(投票所)についての検証(評価)は ② 通勤・通学や、買い物帰りに利用しやすい王寺駅に直結した王寺町地域交流センターでの平日における期日前投票所の開設は ③ 若い世代の投票率向上につなげるよう、民間の「センキョ割」のほか、選挙管理委員会が地域のマスコットキャラクターや、特産品、観光名所など工夫した「投票済証」を発行する市区町村が増えているが、本町の「投票済証」のデザイン化は		
出席を要求する理事者	町 長、部 長		
	氏 名	中 井 一 喜	

令和 7 年 8 月 15 日

午前・午後 2 時 00 分

受領 / 枚 (/ 問)

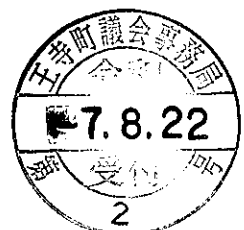
令和7年8月15日

王寺町議会議長 中川 義弘 殿

議会議員 小 山 郁 子

一 般 質 問 通 告 書

別紙の件について、会議規則第59条の規定により
一般質問の通告をいたします。





王寺町における平和に関する取組について

質問事項
の要旨

(
具
体
的
に
記
載
願
い
ま
す
)

各自治体は平和に関する様々な取り組みを行っています。
平和首長会議では、自治体が行っている「平和に関する取組」
を次の8つに分類しています。

- ①追悼等(戦没者慰霊式典、平和祈念式典、黙祷呼びかけ等)
- ②宣言等(非核平和都市宣言、平和文化月間の設定等)
- ③啓発(広報誌、クリアファイル作成、モニュメント設置、街頭啓発等)
- ④イベント(平和の集い、平和コンサート、映画上映等)
- ⑤展示(パネル・ポスター・写真展、平和資料館の運営等)
- ⑥平和学習(戦争経験者講演会、朗読会、平和学習会、戦争体験記等)
- ⑦平和活動(折鶴作成・奉納、平和作品コンクール、吹奏楽・合唱等)
- ⑧広島、長崎派遣(平和式典への参列、「被爆の実相」等平和学習、フィールドワーク)

自治体は創意工夫して平和への取組をさらに進めるべきと考えますが、王寺町における取組を伺います。

出席を要求
する理事者

平井町長

氏 名

小山 郁子

令和 7 年 8 月 20 日

午前・午後 9 時 30 分

受領 2 枚 (2 問)

令和7年8月20日

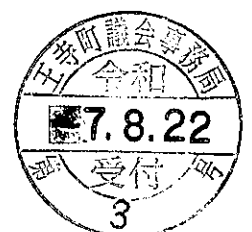
王寺町議会議長 中川 義弘 殿

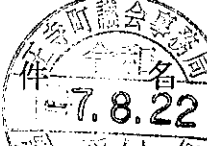
議会議員 幡野 美智子

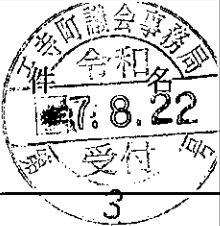
一 般 質 問 通 告 書

別紙の件について、会議規則第59条の規定により

一般質問の通告をいたします。



	1. 不登校への支援について	
質問事項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す)	令和6年10月31日に文科省が公表した「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要」によると、2014年における不登校児童生徒数は、小学校 25,864 人、中学校 97,033 人、合計 122,897 人であったが、2023 年では、小学校 130,370 人、中学校 216,112 人、合計 346,482 人と 9 年前と比べて約 3 倍に急増しています。 2016 年には教育機会確保法が制定され ○不登校というだけで問題とみなさない ○学校復帰だけがゴールでない ○社会的自立がゴール ○学校だけでなく多様な学びの機会の保障 が明記されました。 2023 年 3 月には文科省が取りまとめた不登校対策 COCOCO プランの冒頭メッセージで文科大臣が ○心の小さい SOS を見逃さず「チーム学校」で支援する ○学校の風土の「見える化」を通して学校を「みんなが安心して学べる」場所にするにより、だれひとり取り残されない学びの保障を社会全体で実現していきます。 とされています。 そこで次の 2 点について伺います。 ①「チーム学校」の支援として重要になっているのが教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの学校内多職種チームの連携共同です。家庭や学校の環境はどうか、困っているのはだれか、親面接の支援や子ども本人のカウンセリング、先生のコンサルテーションなど専門家が持つ知識や経験に基づいての協議で問題解決や意思決定を支援する。その充実のためにはスクールカウンセラーの配置時間の抜本的な拡充が必要です。町独自の努力と共に県の対策強化を促していただきたいが、いかがか。 ②学校を「みんなが安心して学べる」場所にするための施策は。	
出席を要求 する理事者	平井町長 担当部長	
氏 名		幡野 美智子

	2. 認知症高齢者個人賠償責任保険に町が加入し徘徊高齢者の家族支援を
質問事項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す)	認知症高齢者が徘徊中の偶発的な加害事故で第三者に損害を負わせた時、町が契約者、認知症高齢者を被保険者とする認知症高齢者個人賠償責任保険に加入していれば、徘徊高齢者の家族を支援出来ます。 本町においても実施されたいが、いかがか。
出席を要求する 理事	平井町長 担当部長

氏 名	幡野 美智子
-----	--------

令和 7 年 8 月 20 日

午前・午後 10 時 00 分

受領 2 枚 (/ 問)

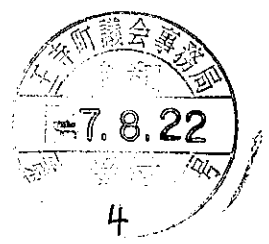
令和7年8月20日

王寺町議会議長 中川 義弘 殿

議会議員 山本 恵美

一 般 質 問 通 告 書

別紙の件について、会議規則第59条の規定により
一般質問の通告をいたします。



質問事項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す)	障害者雇用の促進について 9月 は 障害者雇用支援月間です。障害者雇用の促進については、2017年9月から約1年にわたって開催された「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」によって幅広く議論され、その議論の成果が2018年7月に「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会報告書」としてとりまとめられました。このような中で、国及び地方公共団体の多くの機関で、対象障害者の確認・計上に誤りがあり、法定雇用率が達成されない状態が長年にわたって継続していたことが明らかとなり、再発防止を徹底するだけでなく、これを契機として、民間事業主に先駆けた取組にも積極的にチャレンジする等、名実ともに民間事業主に率先垂範する姿勢のもとで、障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を進めています。 このような状況を踏まえ、官民間わず、障害者が働きやすい環境を作り、また、全ての労働者にとっても働きやすい場を作ることを目指すことが重要であるという観点から、「障害者雇用促進法」が改正、本町におきましても、障害者の活躍に寄与する体制等の整備を行うため、「王寺町障害者活躍推進計画」と「王寺町教育委員会障害者活躍推進計画」が策定されました。計画書の障害者雇用率を見ますと、どちらも令和6年6月1日現在の雇用状況は法定雇用率2.8%を達成されておりますが、今後さらに引き上げが想定され、令和8年7月以降は3.0%まで引き上げられることになっています。そこで以下の3点についてお伺い致します。 ○令和6年6月1日時点で雇用された4名は現在定着されているのか、過去の離職率はどうなのか？ ○活躍推進に向けた取組として、身体障害等により従来の業務の遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局等の関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務を選定し、既存の職務がない場合には新たな職を創出することを検討とありますがどのような事を想定されているのか？ ○王寺町教育委員会の障害者雇用について ・法定雇用率 2.80% ・法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数 71人・法定雇用障害者数 1人 ・雇用障害者数 1人 ・不足数 0.0人という結果で
---	---

	した。障害のある職員への支援や合理的配慮を提供することは法的義務であり、法定雇用率を達成するには体制構築が必要であると思われます。 雇用障害者数の 1 人の勤務形態と雇用に当たりどのような合理的配慮をされたか？ 以上の点、ご回答よろしくお願いいたします。	
出席を要求する理事者	担当部長 担当理事	
	氏 名	山本 恵美

令和 7 年 8 月 2 / 日
午前・~~午後~~ 2 時 00 分
受領 / 枚 (/ 問)

令和7年8月21日

王寺町議会議長 中川 義弘 殿

議会議員 坂下 早苗

一 般 質 問 通 告 書

別紙の件について、会議規則第59条の規定により
一般質問の通告をいたします。



質問事項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す)	王寺町における「こども誰でも通園制度」について 進捗状況を伺う 「こども誰でも通園制度」は、国の『こども未来戦略』に基づき新たに創設された制度です。 この制度は、すべての子どもの健やかな育ちを応援し、良質な生育環境を整えるとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらず支援を強化することを目的としています。 具体的には、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず、時間単位など柔軟に利用できる新たな通園給付として制度化されます。 2025年度に子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度からは新たな給付として全国の自治体で実施される予定です。 王寺町におきましても、今年度の施政方針において、令和8年度(2026年度)からの全国実施に向けて、実施施設の選定や条例整備など、制度実現に向けて準備を進めるとされています。 そこで、お伺いします。 本町における制度の準備状況はどのようなになっているのか。また、本町としてこの制度に期待する効果や、実施に向けての課題についての見解をお聞かせください。
出席を要求 する理事者	町 長 担当部長
氏 名	坂下 早苗

令和 7 年 8 月 2 / 日
午前・~~午後~~ 3 時 00 分
受領 2 枚 (/ 問)

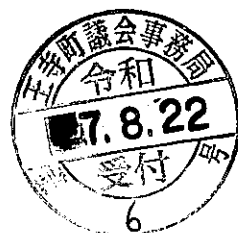
令和7年8月21日

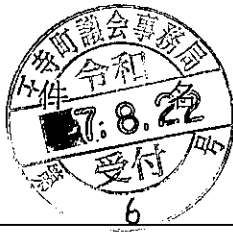
王寺町議会議長 中川 義弘 殿

議会議員 梶田 佳宏

一 般 質 問 通 告 書

別紙の件について、会議規則第59条の規定により
一般質問の通告をいたします。





職員への防災用ヘルメットの貸与状況は

質問事項
の要旨

本町職員が職務において使用する被服等(事務服、作業服、ヘルメット等)については、「王寺町職員被服貸与規則」に男女別あるいは職種別に貸与する被服の品目等が定められています。

そこで、次の2点についてお伺いします。

1 女性職員への防災用ヘルメットの貸与状況について

本規則では、男子事務職員へは安全帽、いわゆるヘルメットを貸与すると定められていますが、女子事務職員については定められていません。

大雨や台風などに対する屋外での防災業務には、主に男性職員が従事するものと認識していますが、大規模な地震が発生した場合は、女性職員も避難所の開設、住民の避難支援、物資の運搬など、様々な災害対応業務に従事することが想定されます。

地震発生時は、屋外はもちろんのこと、屋内であっても、頭上からの落下物の危険性があり、気象庁は、大規模な地震が発生した場合、1週間程度は最初の大地震と同程度の地震に注意する必要があること、中でも地震から2～3日程度は、規模の大きな地震が発生することが多くあるとしています。

また、総務省消防庁は、公式サイトにおいて一般の避難者向けに、災害時の非常持ち出し袋にヘルメットを備えることを推奨しており、これらのことを考えれば、職員が自身の安全を確保しながら円滑に災害対応業務を行うには、ヘルメットの着用は非常に重要と言えます。

そこで、女性職員への防災用ヘルメットの貸与状況と、今後の対応についてお伺いします。

2 ヘルメットの貸与(交換)年数について

建設工事や荷物の積み卸しなど、落下物による危険から頭部を保護する必要のある特定の作業については、労働安全衛生規則等により厚生労働省の規格に適合した産業用ヘルメットの着用が義務付けられて

(
具
体
的
に
記
載
願
い
ま
す
)

	います。 産業用ヘルメットには法的な耐用・交換年数は定められていないと認識していますが、国内のヘルメット製造業者の団体である「一般社団法人日本ヘルメット工業会」は、材質や使用状況で異なるものの、使用開始から3～5年以内に交換することを推奨しています。またこのヘルメットを防災用として使用する場合には、外見等に異常が認められなくても購入・保管してから6年が経過したヘルメットは交換することを求めている、ヘルメットの取扱説明書にも同様の記載があります。 一般的にヘルメットに使用されているプラスチック等は、使用あるいは保管の状況により性能が低下することがあり、性能が低下したヘルメットでは緊急の際に十分な性能を発揮できないことから、定期的な点検・交換が重要であると言えます。 本町貸与規則には、ヘルメットの貸与(交換)年数は定められておりませんが、他の自治体では規則等において年数を定め、定期的に交換している例も見受けられます。本町のヘルメットの貸与(交換)年数の状況についてお伺いします。	
出席を要求する理事者	町長 担当部長	
	氏 名	梶 田 佳 宏

令和 7 年 8 月 22 日

午前・午後 9 時 00 分

受領 / 枚 (/ 問)

令和7年8月22日

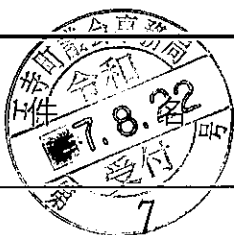
王寺町議会議長 中川 義弘 殿

議会議員 沖 優子

一 般 質 問 通 告 書

別紙の件について、会議規則第59条の規定により
一般質問の通告をいたします。





質問事項
の 要 旨

(
具
体
的
に
記
載
願
い
ま
す
)

中学校部活動の地域クラブ活動への移行について

部活動改革は、子どもの部活動環境を守り、教員の働き方改革を進めるため、国のスポーツ庁が令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間で「休日の部活動の地域移行に向けた改革期間」とし、地域移行の達成時期を一律に定めず、地域の実情等に応じて、可能な限り早期の実現を目指すとされています。これを受けて、奈良県においては全国に先駆けて、「中学校において令和 8 年度から教員の指導による休日の部活動を廃止する」ことが決定されました。

このような中、現在王寺町においては、部活動指導員の外部からの招聘や、町内、2 義務教育学校が連携して拠点校部活動の実施、またソフトテニスにおいて地域クラブの創設など様々な動きがあることは承知しております。

しかしながら、全国的な流れとしては、新聞紙上でみられるように、一部大都市において民間企業の参入による地域クラブへの移行が進められている一方、殆どの市町村では様々な課題が指摘されており、これを受けて国においても、移行時期については延長されることとなりました。

このような状況の中、本町の今後の中学校部活動の地域移行について 以下の点についてお伺いします。

- ①土日の指導員の確保の現状と、県人材バンクの活用状況は
- ②部活動地域移行に伴う費用の負担はどうなるのか
- ③土日に部活動をしたくても、経済的理由等により、参加できない生徒は生じないのか

出席を要求
する理事者

教育長、担当部長

氏 名

沖 優子